

施設・設備整備事業の概要

①【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	地震等で倒壊の危険性があるブロック塀の改修等の施設整備	敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等	対象の長さ1m×97千円(30mを上限とする。)	1/3 (国 1/3)	病院の開設者

②【医療施設等 設備整備事業】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
遠隔ICU体制整備促進事業	遠隔ICUの体制整備	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入等	1か所当たり 支援側医療機関 120,000千円 依頼側医療機関 60,000千円	1/2 (国 1/2)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する第三次救急医療機関及び第二次救急医療機関

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。